

財政の安定性の確保

現在の政管健保における財政運営

○中期財政運営方式(H4～)

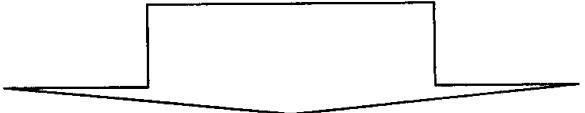
- ・おおむね5年間、財政の均衡を保ちうる保険料率を設定
→ 短期的な景気変動等に伴う保険料率の変更をできる限り回避

○国として全国一本の財政運営

- ・予算・決算、資金調達等を国の特別会計で一体的に処理

しかし、

- ・国として、一律の保険料率の下で、全国一律の運営を行ってきたことから、地域の実情を反映できず、画一的な運営となるなど、保険者としての取り組みが必ずしも十分ではなかった。
- ・保険料率の変更を告示で行うことができることとされていたが、実際には制度設計主体である国が保険者でもあるため、保険料率の変更が制度設計主体としての国が行うべき制度改革と一体として議論されることが多く、保険者として柔軟な対応が困難となってきた。
- ・このような要因の下で、過去、大きな赤字が生じることがあり、債務の棚上げや、大幅な保険料率の引き上げ、制度改革等が行われた。



今後の取組みの方向性： 都道府県単位の財政運営

ねらい

- 地域の医療費を保険料率に反映し、地域における保険者機能の発揮を促す。
- 被保険者等による自主的・自律的な財政運営を行う。

- 地域の医療費の水準を反映した保険料率を設定し、これにより、
 - ・医療費適正化(レセプト点検、保健事業等)への取組み
 - ・被保険者等への情報提供
 - ・他の保険者との共同事業(医療費の分析、保健事業の共同実施等)
 - ・医療提供体制の見直しへの参画等、地域における保険者機能の発揮を促す。

- このような取組みの検証、その後の医療費の動向等を踏まえ、被保険者等の合意により、適切に保険料率の変更、給付の見直し、各種事業の見直し等につなげていく。

- 以上のような自律的な財政運営により、財政運営の安定化が図られることとなるが、これによってもなお財政が悪化した場合に、行政の関与の在り方を含め、どのような財政安定化のための措置が考えられるか、検討が必要。

政管健保の保険者組織

ね ら い

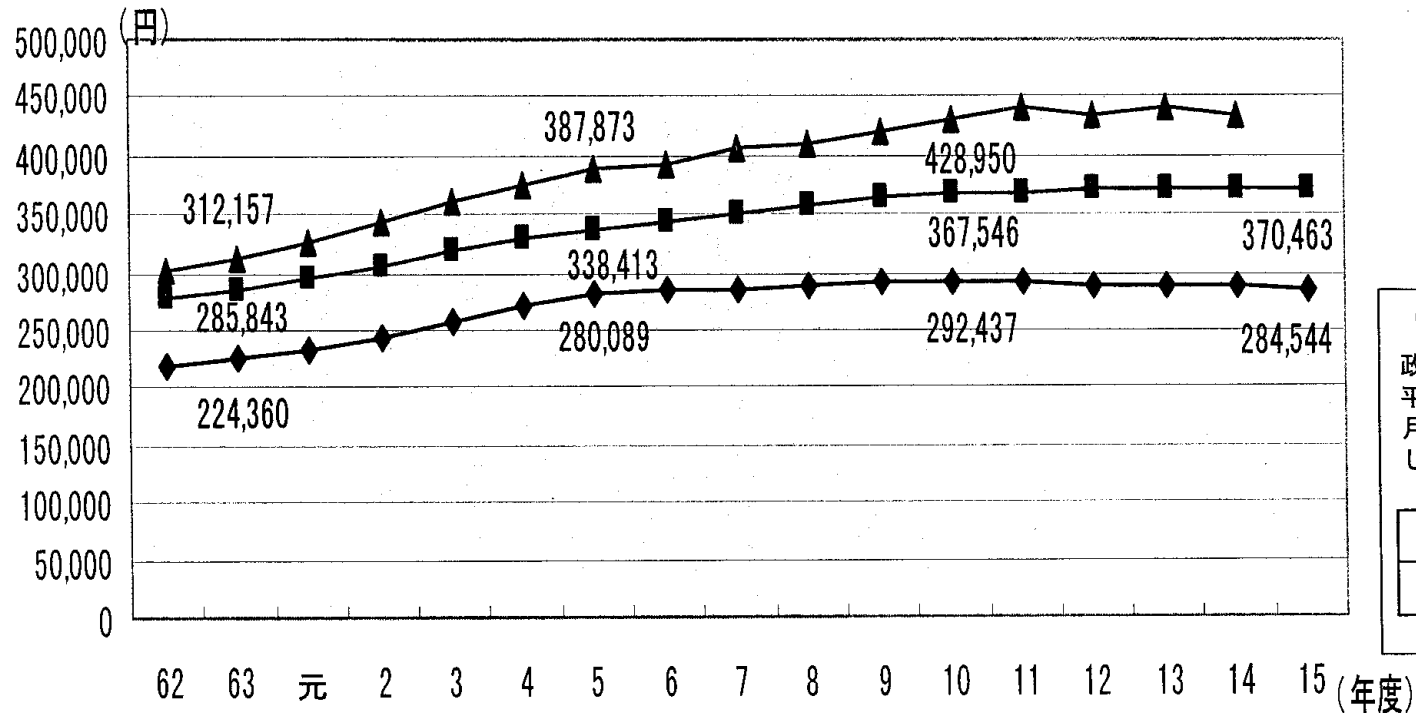
- 被保険者等の意見を反映した自主性・自律性のある保険運営
- 「被用者の受け皿としての機能」の確保
- 事務の効率性の確保

主な法人形態間の比較

		現行の社会保険庁	独立行政法人	健康保険組合
役員・運営組織等	法人の長	厚生労働大臣が社会保険庁長官を任命	主務大臣が任命	事業所側の理事から理事長を選挙
	理事等	次長・部長等の幹部は長官が任命	理事:法人の長が任命	事業所側・被保険者側から半数ずつ選出
	その他	_____	監事を主務大臣が任命	事業所側・被保険者側から半数ずつの組合会議員で、組合会を構成
保険料率の改定等		長官から厚生労働大臣に対して保険料率変更の申出を行い、厚生労働大臣が必要があると認めるときは、社会保障審議会の議を経て、上下限の範囲内で変更	組織としての意思決定は、法人の長が行う。	○保険料率の変更は、組合会の議決事項 ○ただし、保険料率には上下限があり、厚生労働大臣の認可が必要
一般会計からの繰入等		一般会計から、給付費に係る国庫補助、事務費に係る国庫負担が行われる。	○政府は、個別法で定めるところにより出資できる。 ○政府は、業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する額を交付できる。	一般会計から、予算の範囲内で事務費に係る国庫負担が行われる。
国会の関与		行政機関として国会の審議に対応	政府は、毎年国会に対し、特定独立行政法人の常勤職員の数報告	_____
役職員の身分・定員管理等		○国家公務員 ○国家公務員定員削減計画の対象	○特定独立行政法人 役員は特別職国家公務員 職員は一般職国家公務員 ○それ以外の独立行政法人 非国家公務員 (守秘義務等は個別法で適宜規定)	民間人
解散		_____	別途、法律上の措置が必要 (事実上解散権なし)	組合会の議決、大臣の認可を経て解散可能
備考		_____	_____	基本的には、各組合が財政責任を負う仕組みであり、財政調整は行っていない。

參考資料

(参考) 制度別の平均標準報酬月額推移



- ◆ 政管一般
- 組合健保
- ▲ 共済組合

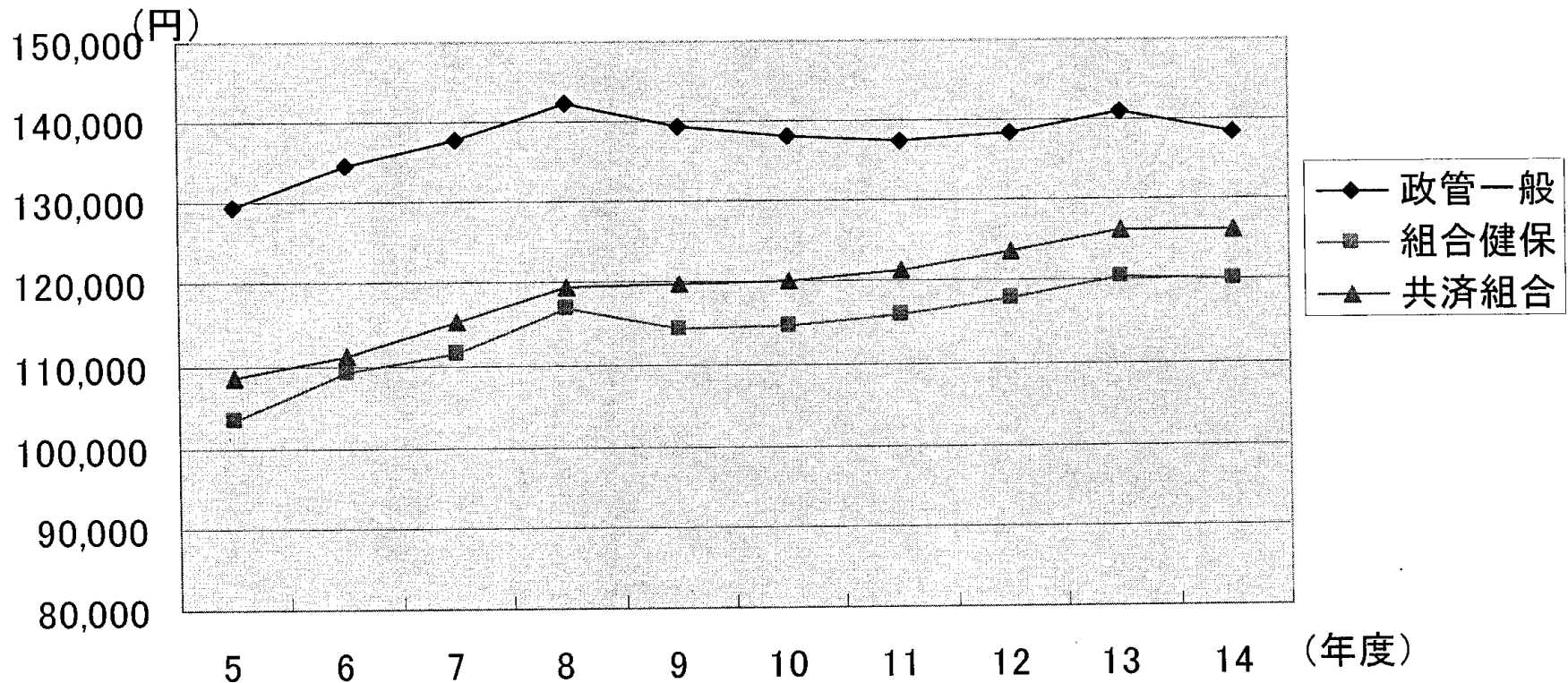
(参考)
 政管一般と組合健保について
 平成15年度の平均標準報酬
 月額に平均賞与額を1.2で除
 した額を加えた額の比較

政管健保	組合健保
323,045円	465,838円

＜制度別の平均標準報酬月額の対前年度伸び率の推移＞ (単位: %)

	S63	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15
政管一般	2.8	3.9	4.9	5.2	5.0	3.7	1.2	0.8	0.9	1.1	0.4	-0.5	-0.4	-0.2	-0.7	-0.8
組合健保	2.8	3.5	3.9	3.7	3.4	2.7	1.7	1.9	1.8	2.2	0.8	0.1	0.6	0.6	-0.7	0.2
共済組合	3.4	4.8	5.6	4.0	4.5	3.3	1.5	3.3	0.6	2.7	2.1	2.9	-1.3	0.9	-1.0	—

(参考)制度別の1人当たり医療費の推移



<制度別の1人当たり医療費の対前年度の伸び率の推移>

	H 6	H 7	H 8	H 9	H 1 0	H 1 1	H 1 2	H 1 3	H 1 4
政管一般	4.1	2.3	3.4	-2.0	-0.9	-0.6	0.8	1.8	-1.8
組合健保	5.5	2.1	4.9	-2.0	0.1	1.1	1.7	2.4	-0.3
共済組合	2.4	3.6	3.7	0.2	0.4	1.0	1.9	2.1	0.1

外部委託の推進方策等について

資料 3

- 社会保険業務については、コア業務・非コア業務に整理し、コア業務以外のものについては、業務効率化の観点から積極的に外部委託を推進する。

※ 業務の分野ごとのコア業務・非コア業務の整理

	政管健保	厚生年金	国民年金	コア業務（例）	非コア業務（例）
全体の業務管理				業務管理	
記録管理、システム適用（資格の得喪）				システム企画等	ソフト開発、保守管理等
徴収				資格確定、立入調査等	入力、確認業務等
給付				長期滞納者への対応等	通常の戸別訪問、電話督促等
相談				給付の裁定等	入力、確認業務等
				権利義務の確定に結びつく相談等	軽易な相談
保健事業				事業の企画立案	健診事業等

- コア業務については、以下の点を考慮すると、基本的には、社会保険業務を担う中枢機関において一元的に実施することが必要であり、部分的な外部委託にはなじまないのではないか。（当該中枢機関の組織形態について検討すべきものではないか。）

- (1) 公的年金は給付と負担の間に強い結びつきがあるものであり、適用→徴収→相談→給付といった一連の業務について、これを寸断して別の主体に分担させることは、責任を拡散させ、責任の所在が不明確なものとなり、年金制度に対する信頼を一層低下させるおそれがあること。
- (2) 年金制度の記録管理については、50年、100年といった超長期にわたって確実に管理することが必要であること。
- (3) 強制徴収や事業所への立入等の公権力の行使については、民間企業が実施できるとする立法例はないこと。（公法人については、主務大臣の認可を得て実施できるとする立法例はある。）

- 一方、非コア業務については、一定のまとまりを有する業務ごとに外部委託を推進することとし、今般の市場化テスト（別紙）の実施に加え、今後さらに、その範囲の拡大や人員削減効果について検討。

社会保険業務における市場化テストの実施について

◎ 以下の3つの業務を平成17年度に市場化テストのモデル事業として実施

○ 厚生年金保険、政府管掌健康保険の未適用事業所に対する適用促進事業

5箇所の社会保険事務所を対象として、未適用事業所の把握業務及び加入勧奨業務を包括的に委託し、他の社会保険事務所の実績と比較し評価を行う。

対象社会保険事務所：港社会保険事務所、渋谷社会保険事務所及び足立社会保険事務所（東京）（まとめて委託）、南福岡社会保険事務所及び久留米社会保険事務所（福岡）（まとめて委託）

○ 国民年金保険料の収納事業

5箇所の社会保険事務所を対象として、必要な未納者情報を提供した上で、電話による納付督促、戸別訪問による納付督促及び保険料の納付委託を包括的に委託し、他の社会保険事務所の実績と比較し評価を行う。

対象社会保険事務所：調整中

○ 年金電話相談センター事業

2箇所の年金電話相談センターの業務（電話による年金相談、電話による各種通知等への問合せの対応）を委託し、他の年金電話相談センターの実績と比較し評価を行う。

対象年金電話相談センター：調整中

新しい組織に関する金子メモ(たたき台) (抜粋)

2 新組織の業務範囲

新しい組織が担う業務範囲は以下の動きにより大きく影響を受けることを考慮して、グランドデザインを描く。

(1) 医療・年金の分離

社会保険庁が行っている政府管掌健康保険業務に関しては、現在、社会保障審議会において、保険者組織の形態も含め、制度の基本的見直しが検討されている。すでに平成15年3月28日閣議決定(健康保険法等の一部を改正する法律附則第2条第2項の規定に基づく基本方針)において、

- ・事業運営の効率性等を考慮しつつ、財政運営は、基本的には、都道府県を単位としたものとする。
- ・被保険者等の意見を反映した自主性・自律性のある保険運営が行われるような仕組みについて検討する。

こととされ、検討が進められている。

政管健保部門の組織の在り方については、こうした議論を踏まえるとともに、年金部門から分離される可能性も視野に入れる必要がある。